

## 行政指導に関する指針等

行政指導の名称	社会福祉施設及び病院等に係る指導指針
根拠法令等・条項	
所 管 課	予防部予防査察課
行政指導の趣旨	この指針は、主として障害者や高齢者が多数入所している社会福祉施設及び病院等における人命安全の確保を最優先とした指導を行うために、出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保及び消防用設備等の設置等に係る具体的指針を定めたものである。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	病院又は避難が困難な者を主として入居させる社会福祉施設の関係者
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	別紙参照
責 任 者	消防局予防部予防査察課長

## 第2 社会福祉施設及び病院等に係る指導指針

### 1 目的

この指針は、主として障害者や高齢者が多数入所している社会福祉施設及び病院等（以下「福祉施設等」という。）における人命安全の確保を最優先とした指導を行うために、出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保及び消防用設備等の設置等に係る具体的指針を定めたものである。

### 2 適用範囲

この指針に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(6)項イ(1)、(3)及び(6)項ロに掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)の用途に供する部分
- (3) その他これらに類する防火対象物

### 3 指導事項

#### (1) 出火防止対策

##### ア 火気使用設備器具の管理

入所又は入院者の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとする。

##### イ 喫煙管理

(ア) 福祉施設等建築物内で喫煙する場合には、入居室以外に喫煙場所を設けること。

(イ) 喫煙場所は他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」の旨の掲出を行うこと。

##### ウ 厨房の出火防止対策

揚げ物調理に使用する器具は、調理油過熱防止装置付きのものにすること。

##### エ 寮母室等の出火防止対策

(ア) 寮母室及びスタッフステーションでの火気使用を制限するとともに、努めて火気使用器具は設置しないこと。

なお、火気使用器具の設置が必要な場合は、当該設置部分を防火区画等すること。

また、書類等の可燃物を保管する部分も努めて同様に区画すること。

(イ) 食事室、談話室等には、可燃物を置かないよう管理すること。やむを得ず可燃物を置く場合には、不燃性又は金属製の収納庫等を活用すること。

##### オ 放火防止対策

(ア) 休日・夜間等においては、出入口を限定し、出入りする者に対する管理を行うこと。

(イ) リネン室、機材室、薬品庫及び常時使用していない病室等は施錠すること。

(ウ) 共用部分は、施設の実態に応じて、監視カメラ等の設置により管理を行う

こと。

(エ) 巡視等が十分でない福祉施設等の外周部は、夜間照明の設置等により管理を行うこと。

カ 危険物品等の管理

消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管、小分けは、火気のない専用の部屋で行い、保管場所は施錠すること。

(2) 延焼拡大防止対策

ア 防火区画等

(ア) 火気使用室及び多量の可燃物を収納するリネン室及び倉庫等は、防火区画すること。

(イ) 各入居室の壁は、建基政令第 114 条第 2 項に定める防火上主要な間仕切り壁で区画し、開口部は不燃材料の扉等（ガラス部分は、線入板ガラス又は網入板ガラスとする。）を設けること。

イ 内装制限

居室の室内に面する壁及び天井の仕上げは、準不燃材料とすること。

ウ 防災製品の使用促進

(ア) 寝具類（敷布、カバー類、布団類、毛布類等）は、防災製品を使用すること。

(イ) 寝具類を福祉施設等が用意する場合にあっては、交換の機会等をとらえて防災製品とすること。入所者等が寝衣類等を持ち込む場合にあっては、努めて防災製品を使用すること。

(3) 避難及び消防活動対策

ア バルコニー等の設置

(ア) 避難階以外の階に入居室を有する福祉施設等は、連続式のバルコニーを設置すること。

(イ) 前（ア）のバルコニーには、直接地上等へ避難ができるように階段を設置すること。なお、階段は、努めてバルコニー上で 2 方向避難が可能であるように設置すること。

(ウ) バルコニーの幅員は、110cm 以上とするとともに、転落防止に配慮した構造とすること。

イ 段差の解消

(ア) 避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、段差を設けないものとする。ただし、やむを得ず段差を設ける場合にあっては、概ね 2cm 以下とすること。

(イ) 既存の社会福祉施設等でも、バルコニーへの避難が行えるように、適度の傾斜を設けた鋼板等により段差を解消すること。

ウ 水平避難の確保

各階ごとに水平避難が可能なように、ゾーン区画を行うこと。

なお、ゾーン区画相互は、耐火構造の壁、床及び防火戸等で区画すること。た

だし、バルコニーのみで水平避難を行うものは、バルコニーに面する開口部に防火設備を設けること。

〔 水平避難とは、同一階においてブロックごとのゾーン区画に分け、一つのゾーン区画から次のゾーン区画へ避難することをいう。 〕

#### エ 手術室等の防火区画化

手術室、分娩室、人口透析室及び重症患者集中治療看護室等は、出火時に患者が手術等により早期に避難ができないことから、当該室内に籠城することが可能なように防火区画すること。

#### オ 入所・入院者の管理

入所又は入院者のうち自力避難困難な人は、努めて避難階、バルコニーが設けられている側の入居室、寮母室、スタッフステーション及び階段室付近で、避難及び救出しやすい部分に入室させるよう配慮すること。

#### カ 障害者に対する警報機の設置

聴力の障害者が入所する福祉施設等については、施設の実態に応じて、光警報装置を設置すること。

#### キ 火災時の解錠

各入居室及び避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む。）を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し自動的に解錠する装置とするとともに、防災センター又は、宿直室等から、遠隔操作により一斉解錠できる機構とすること。ただし、バルコニーに通ずる出入口で、当該出入口がクレセントにより施錠されるなど、内部からかぎを用いることなく、容易に解錠できる等避難上支障のない場合はこの限りでない。

#### ク 避難器具

- (ア) 避難器具の設置個数の減免については、省令第26条第5項各号に定めるほか、次のすべての措置がされている場合には、積極的に政令第32条を適用して、当該階には避難器具を設置しないことができるものであること。
- a 耐火建築物で、前(2).ア.(イ)により区画されていること。
  - b 各居室の外気に面する部分にバルコニー等が、前ア及びイ.(ア)により設けられていること。
  - c 前bのバルコニー等から直接地上等に通ずる階段が、2ヶ所以上設けられていること。

#### ケ 消防車両の活動空間の確保等

- (ア) バルコニー等に面してはしご車両等の活動空間を確保できるよう周囲の道路状況に配慮した計画とすること。
- (イ) 敷地内の通路についても消防車両の活動に配慮した計画とすること。

#### コ 避難用スペースの確保

敷地内には、入所者等が災害時に避難した後、待機できるスペースを努めて確保すること。